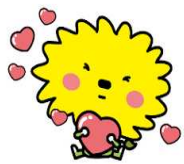


阿南市青少年健全育成センター

電話 0884-24-8993  
 ファクシミリ 0884-22-4785



所長あいさつ

阿南市青少年健全育成センター  
 所長 安富 裕子

新緑の好季節となりました。  
 この度の定期人事異動により、青少年健全育成センターでお世話になることになりました。よろしくお願いいたします。  
 さて、当センターでは、青少年の健全育成と非行防止に向けた活動を行っており、教育委員会や市役所庁舎内の関係部署と連携を更に深めるため、本年4月6日より市役所5階にて業務を行っております。「広げよう、地域ぐるみの健全育成」を合い言葉に、所員一同全力投球で努めてまいりますので、本年度も当センターの活動に対し、ご支援・ご協力の程よろしくお願いいたします。

～ 阿南市青少年健全育成センターの運営等について ～

年度当初ですので、当センターの運営等について簡単に紹介します。当センターは、「阿南市青少年健全育成センター設置条例」に基づいて、下記のとおり「基本方針」及び「活動業務」を設定しています。

1 基本方針

- (1) 健全育成の立場から、問題行動の早期発見・早期解決に努める。
- (2) 社会の変化に伴う子どもの問題状況に即応した相談活動の充実を努める。
- (3) 家庭や地域社会への啓発と協力及び関係機関との密接な連携を図る。
- (4) 子どもたちの健やかな成長をめざし、子どもたちを取り巻く環境の浄化に努める。

2 活動業務

- (ア) 各種パトロールの実施
- (イ) 相談活動の実施
- (ウ) 白ポストの設置、コンビニ等への立ち入り調査等による環境浄化活動の実施
- (エ) 善行青少年表彰等による健全育成活動
- (オ) 不審者情報の収集及びその対応
- (カ) 防犯教室の実施
- (キ) いじめ対策及びその対応
- (ク) 「センターだより」の発行等によって青少年健全育成に関する広報啓発活動の実施
- (ケ) 阿南警察署等の各関係諸機関と密接な連携を図ること
- (コ) 青少年の問題行動や非行等に関する情報収集・整備、研修活動の実施
- (サ) その他

～ 職員の異動のお知らせ ～

2 センター新メンバー紹介

新年度になり、当センターも新メンバーを迎えました。本年度もよろしくお願いいたします。

<b>(転出) お世話になりました</b>			
いじめ対策チーム班長	湯浅 和彦	生徒指導主事	湯浅 和夫
課長補佐	岡本 恵美	事務員	森下枝里香
<b>(転入) よろしくお祈りします</b>			
所長	安富 裕子	指導員	濱田 真司
いじめ対策チーム班長	近藤 幸博	生徒指導主事	窪田 正志
主査	西崎 弘美		

～ 令和7年度の各種統計まとめ ～

1 不審者情報の状況について

※ ( ) = 女子の内数

	小学生		中学生		高校生		合計	
	件数	被害者	件数	被害者	件数	被害者	件数	被害者
声かけ	10	36(29)	2	2(1)			12	38(30)
つきまとい	2	3(3)	2	2(1)			4	5(4)
盗撮	1	4(3)			2	3(3)	3	7(6)
おどし	1	2(1)					1	2(1)
その他	2	3(3)					2	3(3)
合計	16	48(39)	4	4(2)	2	3(3)	22	55(44)

令和7年度の不審者情報件数は22件（1月末現在）で、前回センターだより（NO.188）でもお知らせしましたが、依然として下校中の時間帯や休日などに、女子児童・女子生徒が被害に遭う事案が目立っています。当センターでも、各事案が発生したそれぞれの場所は重点的にパトロールを強化しているところです。

2 道路交通法改正一部改正について

道路交通法改正一部改正のあらましについて令和8年4月1日から施行（自転車安全利用について）

- ・自転車は車道が原則、左側を通行歩行者を優先しよう
- ・交差点では信号と一時停止を行って安全確認しよう。
- ・夜間はライトを点灯しよう。
- ・ヘルメットを着用しようなど。

道路改正により16歳以上に青切符による取り締まりが強化されます。携帯電話、二人乗り（一部をのぞく）、傘差し運転など、113種類が対象となります。交通ルールを守り、安全運転をし事故のないように通行しましょう。

**反則金制度の対象となる違反行為は113種類**  
※反則金額は原付バイクと同様に同等となる見込みの「原付バイク」の金額です。

**取り締まりの対象年齢は16歳以上!**

**違反例と反則金額**

- 携帯電話の使用等(保特): 12,000円となる見込み
- 遮断路立ち入り: 7,000円となる見込み
- 一時不停止: 5,000円となる見込み
- 車道の右側通行: 6,000円となる見込み
- 信号無視: 6,000円となる見込み
- 徐行せずに歩道通行: 6,000円となる見込み

警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。

自転車は車のなかまです。ヘルメットを着用し、ルールを守って安全に!

自転車の基本的なルール「自転車安全利用五則」を確認してみましょう。▶▶▶

※平成27年6月1日より、一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。

(徳島県警パンフレットより一部引用)

お知らせ

阿南市青少年健全育成センターが移転いたしました。  
 場所 阿南市富岡町トノ町1番地3  
 阿南市役所5階教育委員会内  
 電話 24-8993(ハグクミ)  
 電話(なやみ相談) 28-7830(ナヤミゼロ)  
 電話(いじめ相談) 24-8341(ヤサシイ)  
 FAX 22-4785(市教育委員会共有)  
 メールアドレス anan-kic@isis.ocn.ne.jp

※ 文中の文字は「UDデジタル教科書体NP」を使用しています。